

# 国際課税

## 租税条約相手国の要請に基づいて情報を収集するための質問検査権の概要（租税条約実施特例法 9 条 1 項）

＜平成 15 年度税制改正＞

### 権限行使の主体

国税庁、国税局又は税務署の当該職員

### 権限行使の前提要件

我が国、情報交換規定を有する租税条約の条約相手国から、当該条約の規定に基づき、同国の租税に関する調査（同国の刑事案件の捜査を除く）に必要な情報（必要情報）の提供の要請があったこと

### 権限行使の相手方

当該要請において特定された者

### 権限を行使できない場合

- ① 当該租税条約の規定に基づいて我が国が行う情報の提供の要請に応ずるために、当該締約国が当該情報を収集する措置をとることができない（相互主義が保証されない）と認められるとき
- ② 当該必要情報の提供の要請に応ずることが我が国の租税に関する法令の執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を害するおそれがあると認められるとき
- ③ 当該締約国において当該必要情報を入手することが困難であると認められないとき

### 権限行使の方法

対象者に対する質問又はその者の事業に関する帳簿書類その他の物件の検査（犯罪捜査のために認められたものと解してはならない）

### 権限行使の実効性確保

検査は、個別税法上の質問検査の場合と同様、罰則（法定刑は 6 月以下の懲役又は 20 万円以下の罰金。両罰規定あり。）による間接的な強制を伴った任意調査として行う（直接強制は行わない）

## 我が国の租税条約ネットワーク (45 条約、55 力国適用／平成 15 年 6 月現在)

西 欧 (15)	
アイルランド	デンマーク
イギリス	ドイツ
イタリア	ノルウェー
オーストリア	フィンランド
オランダ	フランス
スイス	ベルギー
スウェーデン	ルクセンブルグ
スペイン	

東 欧 (16)	
アルメニア* <sup>1</sup>	モルドヴァ* <sup>1</sup>
ウクライナ* <sup>1</sup>	ロシア* <sup>1</sup>
ウズベキスタン* <sup>1</sup>	スロヴァキア* <sup>2</sup>
キルギス* <sup>1</sup>	チェコ* <sup>2</sup>
グルジア* <sup>1</sup>	ハンガリー
タジキスタン* <sup>1</sup>	ブルガリア
トルクメニスタン* <sup>1</sup>	ポーランド
ベラルーシ* <sup>1</sup>	ルーマニア

ア ブ ダ (12)	
インド	中 国* <sup>3</sup>
インドネシア	パキスタン
韓 国	バングラデシュ
シンガポール	フィリピン
スリ・ランカ	ヴィエトナム
タイ	マレーシア

アフリカ・中東 (5)	
イスラエル	エジプト ザンビア トルコ 南アフリカ

大洋州 (3)	
オーストラリア	
ニュージーランド	
フィジー* <sup>4</sup>	

北米・中南米 (4)	
アメリカ	
カナダ	
ブラジル	
メキシコ	

\* 1 旧ソ連との条約が承継されている。

\* 2 旧チェコ・スロヴァキアとの条約が承継されている。

\* 3 香港、マカオには適用されない。

\* 4 フィジーには旧日英租税条約が承継されている。

平成 15 年 6 月 11 日  
財務省

日・米新租税条約締結交渉の基本合意について

1. 5月 27 日～6月 3 日、ワシントンにおいて、日本と米国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約」（昭和 47 年条約第 6 号）に代わる新租税条約の締結に係る第 4 回交渉が行われた結果、基本合意に至りました。
2. 新条約は、現行条約の内容を全面的に改めるものであり、基本合意された内容は、OECD モデル条約を基本としつつも、戦略的パートナーである日米両国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図り、併せて租税回避の防止のための措置をとるものとなります。  
新条約においては、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税（源泉徴収税率）が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当及び一定の主体の受け取る利子については源泉地国免税となります。
3. 今後、両国政府部内における必要な手続を経た上で署名が行われ、条約の内容が確定することとなります。その後、国会での審議を経た上で、新条約が発効することとなります。

平成 15 年 6 月 11 日

### 大臣発言要旨

- 日米租税条約については、去る平成 13 年 10 月より改正のための正式交渉を行ってまいりましたが、今般、両国との間で基本合意に達しましたので、発表いたします。  
今回の改正は、およそ 30 年ぶりの改正となるものであり、この間の両国の社会経済情勢の変化等を踏まえて、現行条約の内容を全面的に改めるものであります。
- 基本合意された内容は、戦略的パートナーである日米両国の緊密な経済関係を反映して、積極的に投資交流の促進を図るとともに、租税回避の防止のための措置をとるものとなります。具体的には、日米間の配当、利子及び使用料の支払における源泉地国課税（源泉徴収税率）が大幅に引き下げられ、特に使用料、一定の親子間配当及び一定の主体の受け取る利子については免税となります。
- これらを内容とする新条約により、両国間の二重課税の排除、相手国における課税関係の明確化、両国の税務当局間の協力体制の整備等を通じて、日米間の投資及び人的交流が促進され、両国の経済関係が一層緊密なものとなることを期待いたします。